

—喜沢中学校生徒会会則—

第1章 名称と目的

第1条 この会は喜沢中学校生徒会といい、本部を喜沢中学校内に置く。

第2条 この会は会員の自主性、協力的な活動を通して、学校生活の改善と向上を図り、連帯と自治の精神を養うことを目的とする。

第2章 会員と顧問

第3条 この会は喜沢中学校全生徒を会員とする。

第4条 会員の権利・義務は平等であり、次のとおりである。

1. この会に必要な代表を選出し、選出される権利を持つ。
2. 正しい手続きにより代表を罷免する権利をもつ。
3. 会員は会費を納める。

第5条 この会は喜沢中学校全職員を顧問とする。

顧問は会の目的と精神を尊重し、助言・指導を行う。

第3章 組織と機関

第6条 この会は学級会・部活動を単位組織とし、学級委員会・本部役員会・専門委員会・選挙管理実行委員会の各機関を置く。

第4章 学級会

第7条 学級会はこの会の基本組織であり、各学級の全生徒によって組織され、必要に応じ学級会議を開き、学級内の諸問題の解決に当たるほか、より良い学級を作るための活動を行う。

第8条 各学級会は、学級委員（男女各1名）のほか、必要な係・代表を選出する。

第5章 部活動

第9条 部活動は共通の興味や関心を持つ会員によって組織され、文化的・体育的な活動を自主的に行う。

第10条 各部活動は部長1名・副部長およびその他の役職を必要に応じ選出する。

第11条 1. 各部活動の新設・廃止・活動休止は顧問の指導・助言にもとづき、生徒会総会での承認を必要とする。

2. 部活動規定は別に定める。

第6章 中央委員会

- 第12条 中央委員会は生徒会総会に次ぐ議決機関であり、本部役員・各学級委員・専門委員会委員長・部長によって構成される。
- 第13条 中央委員会は生徒会会長の招集で開かれ、構成員の3分の2以上の参加で成立し、議決には過半数を必要とする。
- 第14条 中央委員会は議長・副議長各1名、記録係2名を選び、会議の運営に当たる。
- 第15条 中央委員会の任務は次のとおりである。
1. 各種原案の審議及び承認。
 2. 生徒会総会から任された事項の審議及び承認。
 3. 生徒会会計の決算及び会計報告の承認。
 4. その他重要事項の審議及び承認。

第7章 生徒会総会

- 第16条 生徒会総会はこの会の最高議決機関であり、全会員によって構成される。
- 第17条 生徒会総会は生徒会長の招集で年1回以上開かねばならない。また会長が必要と認めた場合と会員の2割以上の要求があった場合、臨時総会を開くことができる。
- 第18条 生徒会総会は会員の3分の2以上の参加で成立し、議決には過半数を必要とする。
- 第19条 生徒会総会の任務は次のとおりである。
1. 各種原案（活動方針・行事計画・予算）の審議及び承認。
 2. 決算報告・監査報告の承認。
 3. 活動総括の承認。
 4. 会則改正の審議及び承認。
 5. その他重要事項の審議及び承認。

第8章 本部役員

- 第20条
1. 会員は会長（1名）、副会長（2名）、書記（2名、1名は1年生）、会計（2名、1名は1年生）、会計監査（2名）の本部役員を選出する。
 2. 本部役員と学級、図書、放送、給食、美化、保健、体育、部長会の長を執行部員とする。
- 第21条 本部役員の任務は次のとおりである。
1. 会長はこの会を代表し、生徒会総会・中央委員会を招集するほか、こ

の会の企画・立案・運営・執行についての全般的な指導を行うとともに、その責任を負う。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある場合は会長の任務を代行する。
3. 書記はこの会の一般事務及び記録とその保存の責任を負う。
4. 会計はこの会の会計事務を行う。
5. 会計監査はこの会の会計監査を行う。

第9章 役員会

第22条 役員会は本部役員によって構成され、次の任務を行う。

1. 各種原案（活動方針・行事計画・予算）の作成。
2. 各種行事の企画・立案。
3. 各種委員会・組織の活動援助及び指導。
4. その他目的を達成する上で必要な仕事。

第10章 専門委員会

第23条 この会は図書・放送・給食・美化・保健・体育・学級の7つの専門委員会を置き、この会の目的達成のための活動を行う。

第24条 図書・放送・給食・美化・保健・体育の各委員会は各学級会より選出された2名の各委員によって構成される。なお、著しく委員としての自覚に欠ける場合は、該当する学級に再選をさせることができる。

第25条 各専門委員会は委員長1名および副委員長・書記・会計を若干名置くことができる。

第26条 各専門委員会の主な活動は次のとおりである。

1. 図書委員会 学校図書館の管理・運営。
2. 放送委員会 学校放送の管理・運営。
3. 給食委員会 学校給食の円滑な運営。
4. 美化委員会 学校内の美化清掃。
5. 保健委員会 保健衛生に関すること。
6. 体育委員会 体育的行事への協力。
7. 学級委員会 学年ごとに各学級委員によって構成され、学年内の連絡・調整のほか、諸問題の解決に当たる。

第11章 選挙管理実行委員会

第27条 選挙管理実行委員会は各学級会から選出された選挙管理実行委員（各学級1名を9月に選出）によって構成され、次の任務を行う。

1. 役員選挙・会計監査委員選挙の管理・運営。
2. 役員の罷免要求の監査及び全員投票の管理・運営。

第 28 条 選挙管理実行委員会は委員長・副委員長・書記を 1 名ずつ選出する。

第 29 条 選挙規定は別に定める。

第 12 章 会計と会計監査

第 30 条 この会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 31 条 この会の予算は役員会が原案を作成し、中央委員会の審議を経て、生徒総会で決定する。

第 32 条 会計監査は毎年 1 回行う。

第 13 章 任 期

第 33 条 1. 本部役員の任期は 11 月 1 日より翌年 10 月 31 日までとする。ただし、本部役員に転出等の理由により残り任期が 4 ヶ月以上の欠員となる場合は、その役職の欠員選挙を行うものとする。

2. 選挙管理実行委員は 9 月 1 日より 10 月 31 日までとする。なお、本部役員の欠員および罷免が成立した場合は、その都度発足するものとする。また、その時の任期期間は 1 ヶ月とする。

3. その他の委員の任期は 4 月 1 日より 10 月 31 日までを前期、11 月 1 日より翌年 3 月 31 日までを後期とする。

第 14 章 罷 免

第 34 条 会員は全会員の 3 分の 1 以上の署名と全員投票の過半数をもって、本部役員を罷免することができる。

第 15 章 改 正

第 35 条 この会の会則を改正するためには、顧問の指導・助言により中央委員会で 3 分の 2 以上の賛成を得たのち、生徒会総会において過半数の賛成を必要とする。

附則

第 36 条 この会則は 2024 年 4 月 1 日から施行する。